

四日市市告示第222号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年4月1日

四日市市長 森 智広

1 収納の事務を委託する使用料

- (1) 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例（昭和52年四日市市条例第31号）第7条に規定する中央緑地フットボール場及び霞ヶ浦テニスコートに関する使用料

2 収納の事務を行うもの

- (1) 名称 四日市市体育協会グループ
(2) 所在地 四日市市日永東1丁目3-21

3 委託期間

平成30年4月1日 から 平成31年3月31日 まで

(スポーツ・国体推進部スポーツ課)